

第1章 計画策定の基本的な考え方

1. 計画策定の背景と目的

生涯現役がうたわれる現在、国の将来予測によれば、令和7（2025）年には団塊の世代が75歳以上、さらに令和22（2040）年には団塊ジュニアが65歳以上になり、高齢者人口の増加に加え、介護が必要となるリスクの高い85歳以上の高齢者の増加が予想されています。

このような中、令和7（2025）年、令和22年（2040）年を見据えた中長期的な視野で第8期介護保険事業計画を策定し、具体的な取組みやその目標を位置づけることが必要となっています。

第7期計画では、国や県、本町においては高齢者自身の活躍を支援し、さらには高齢者が重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・生活支援・介護予防が一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進してきました。

本町においても、総人口が減少していく中、高齢化率はますます高くなり、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の割合も増加し、家族にも頼れない状況が進んでおり、高齢者の生活の大きな不安要因となっています。地域全体で支え合いが必要な高齢者が増えており、人との交流、助け合いの重要性が高まっています。

このため、平成29年（2017）年の介護保険制度の改正では、高齢者の自立支援と要支援・要介護状態の重度化防止を図るとともに、介護保険制度の持続可能性を確保することに配慮し、必要とする方に必要なサービスが提供されるようにするため、下記のとおり、第7期から継続するポイントと第8期の3つの方針等の改正内容が示されました。

● 第7期計画から継続するポイント

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

- ① 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進
- ② 医療・介護の連携の推進等（介護医療院の創設）
- ③ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

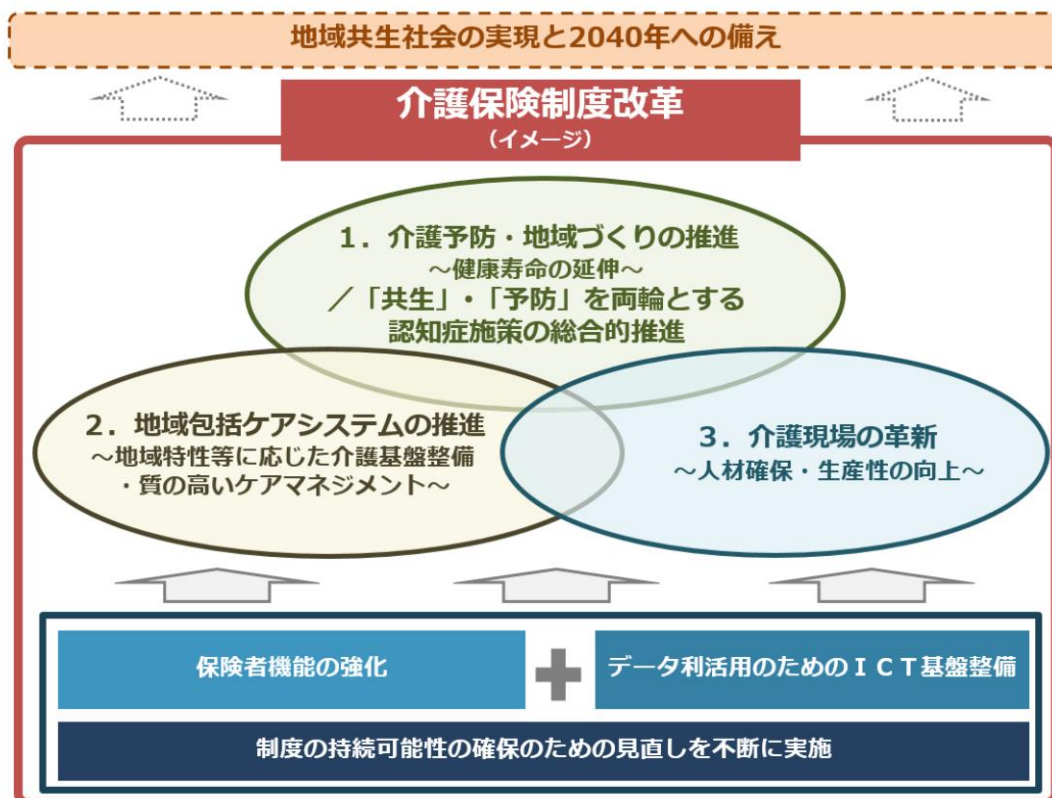
II 介護保険制度の持続可能性の確保

- ④ 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする
- ⑤ 介護納付金への総報酬割の導入

●第 8 期計画策定のポイント

近年の状況を踏まえて、国の社会保障審議会介護保険部会（令和元年（2019）年 12 月 27 日）では、3つの方針と、それを推進するために重要な取組みを介護保険制度の見直しの意見として提示しています。

<参考：介護保険制度改正の全体像>



さらに、全国介護保険担当課長会議（令和 2（2020）年 7 月 31 日）で、重要な取組等に関して提示されました。以下にポイントをまとめます。

- ① 令和 7（2025）年・令和 22（2040）年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- ② 地域共生社会の実現
- ③ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
- ④ 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
- ⑤ 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進
- ⑥ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組みの強化
- ⑦ 災害や感染症対策に係る体制整備

最後に、費用負担等に関する事項についても改正が予定されています。

- ① 食費居住費の助成（特定入所者介護サービス費）の見直し
- ② 高額介護（予防）サービス費の見直し
- ③ 介護報酬の見直し（プラス改定）

以上の3つの方針や第8期計画策定のポイントに沿って、高齢者が住み慣れた地域で「生きがい」を持ち、健康で自立した生活が継続できるように高齢者福祉事業を展開すると共に、自助・互助による介護予防を進める必要があります。また、介護保険サービスの質と量を確保し、地域の医療資源との連携を強化することで、要援護高齢者のニーズに応じたサービス提供ができるネットワークづくりが必要となります。

地域共生社会の実現に向けた取り組みとして、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定し、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による課題把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指すこととなります。

本計画は、本町の全ての町民がこの地で健康で安心して過ごすことができるまちづくりを目指し、高齢者福祉施策及び介護保険事業の方向性を示すために策定するものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8に規定する「高齢保健福祉計画」及び介護保険法第117条に規定する「介護保険事業計画」が密接な関連を持つものとし、両計画の調和を保ちながら一体的に策定したものです。

また、医療介護総合確保法（平成26年6月25日法律第83号）に基づき、医療計画との整合性を確保する計画となります。

3. 計画の期間

介護保険事業計画は3年ごとに見直しを行うこととなっています。高齢者福祉計画も第8期介護保険事業計画と一体的に策定する必要があることから、両計画をあわせて令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間に計画の期間とします。令和7（2025）年、令和22（2040）年を見据え中長期的な視点に立った施策の展開を行います。

平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実施期間			本計画対象期間			計画対象期間		
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画			高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画			高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画		
		▲ 見直し			▲ 見直し			▲ 見直し

■ 計画策定の経緯

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画は、両計画の整合性を図りながら出雲崎町介護保険事業運営委員会等を開催し、審議及び検討を行い、令和3年3月中に取りまとめました。

4. 他の計画との整合性

本計画の策定にあたっては、国が定める基本指針並びに県が策定する「第8期新潟県高齢者保健福祉計画」、さらに本町が策定した「第5次出雲崎町総合計画」との整合性を図るとともに、各種まちづくり施策と連携をもって策定しました。

5. 計画の策定体制等

(1) 策定体制

本計画の策定にあたっては、保健・医療・福祉関係者、介護サービス従事者、公益代表者、被保険者の代表等による委員12名で構成された「出雲崎町介護保険事業運営委員会」で、国が定める基本指針に基づき並びに県の意見を聴取し、委員の意見を適宜反映させながら審議・検討を行いました。

(2) 住民の意見反映

計画策定にあたっては、より多くの住民・被保険者の意見を反映することが重要であることから、令和元年度に65歳以上の高齢者1,495名（要介護認定者を除く。）を対象として、住民の皆さんの心身の状況を把握し介護予防事業に反映するために、生活機能評価基本チェックリストをもとに作成された「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。また、令和2年度に在宅の要介護者認定者185名を対象として、日頃の生活状況等に回答する「在宅介護実態調査」を行いました。

(3) 庁内関係部門との連携

本計画は、保健福祉課を中心に、行政内部の関連する部門との連携を図りながら策定を行いました。

6. 計画の進行管理

高齢者保健福祉計画は、介護保険事業計画と調和を持って実施されているものです。このため、「出雲崎町介護保険事業運営委員会」で年度ごとに両計画の実施状況を点検し、課題の分析を行い、必要な対策を講じるとともに、進捗状況に係る情報を広く情報開示します。

7. 基本理念及び基本方針

「第5次出雲崎町総合計画」において、本町のまちづくりにおける基本理念として「恵まれた自然と歴史のなかで安全・安心に暮らせるまちづくり」と定めています。また、その中で基本方針として「健康で安心して暮らせる福祉のまちづくり」を掲げています。これらと国の基本方針、制度改正のポイントを踏まえ、本町の高齢者が心身ともに健康を維持し、住み慣れた地域で自分らしい生活ができるよう、第8期の重点目標を次のように定めます。

8. 重点目標

基本理念、基本方針の実現に向かって、次の6項目を重点目標とし、それぞれの課題に対応した事業を展開してまいります。

- ① 高齢者の生きがいづくりや社会参加の推進
- ② 高齢者の福祉を支える事業の推進
- ③ 地域支援事業と介護予防・健康づくりの推進
- ④ 多様な主体による地域包括ケアシステムの深化・推進
- ⑤ 認知症総合支援事業の推進
- ⑥ 介護サービスの充実と基盤の整備

重点目標① 高齢者の生きがいがづくりや社会参加の促進

元気な高齢者に行った介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、「町内会・自治会」を除く地域活動に全く参加していない方が50.7%となっています。一方で、健康づくりや趣味等のグループに「参加したい」という答えた方が45.7%いました。

課題1 高齢者の生きがいがづくり

高齢者が地域の様々な活動に参加することは、高齢者自身の生きがいがづくりや社会参加につながります。元気な高齢者にとって地域で活躍できる場は、仲間づくりにつながり心身ともに元気で生活していくために大切です。

地域活動への参加をきっかけとし、地域住民と交流を深めることで閉じこもりや認知症などの予防にもつながります。

課題2 地域活動への意識づくり

地域活動への参加率を上げるためには、地域活動の情報提供をはじめ、地域の実情に応じた活動場所、活動内容の工夫が重要です。

また、地域住民が主体となって役割を担っていく意識づくりが必要です。



今後の取組み

高齢者が地域の活動に参加することにより、住みなれた地域で生きがいを持ち、楽しみながら生活していくことができます。地域における通いの場の充実を図るとともに、情報提供を行っていきます。さらに、有償ボランティアの立ち上げを行い、住民主体の自主活動として行う生活援助を開始し、高齢者の生きがいがづくりや社会参加を促進します。

重点目標② 高齢者の福祉を支える事業の推進

自宅でサービスを受けている要介護者とその家族に行った在宅介護実態調査では、今後も介護を受けながら生活する場所として「自宅」を希望する方が66.6%いました。今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスとしては、移送サービス、見守り・声掛け、外出同行をあげる方が多くいました。また、働く介護者の方に行った設問では、今後も働きながら介護を続けることは難しいと答えた方が5.9%いました。

課題1 日常生活での支援

元気な高齢者も介護が必要な高齢者も住み慣れた場所で自分らしく生活を続けたいと考えている方が多くいます。安全で安心な生活を送るためには、日常生活における支援が重要です。

課題2 高齢者や家族を支える体制づくり

高齢化の進行に伴い、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加が予想されます。また、認知症高齢者の増加も見込まれています。高齢者をはじめ、全ての人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域全体で見守り、支え合う環境づくりが必要です。

また、介護が必要となっても自宅でサービスなどを受けながら生活していくためには、精神的、肉体的、経済的な負担が大きい家族介護者に対する支援も重要です。



今後の取組み

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等手助けを必要としている高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、質の高いケアマネジメントによる介護サービスとともに高齢者福祉事業を充実し、福祉のまちづくりを推進していきます。

重点目標③ 地域支援事業と介護予防・健康づくりの推進

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の中で、生活に意識的に取り入れることが大切と言われている「運動」「栄養」「社会参加」に関する問いに注目しました。運動については、他市町村と比べ高齢化率が高いことから、県平均と比較して、運動機能リスクのある人がやや多かったものの、実際に転倒した人は少なく、転倒予防教室などの介護予防事業の効果が出ていると考えています。栄養面については、咀嚼機能リスクのある人、栄養改善リスクのある人の割合が県平均より若干多く、配食ニーズも少し高い結果が出ています。社会参加については、閉じこもりリスクのある人が県平均より多い状況があり、閉じこもりによる認知症やうつ症状への心配があります。

課題1 介護予防と高齢者の健康づくり

日常生活において、自身でできる介護予防に取り組んでいる人、介護予防事業に積極的に参加している人が多くいます。一方、介護予防・日常生活支援ニーズ調査の中で、認知機能の低下、うつ傾向、低栄養に該当している割合が若干高いことから、重度化予防に向けた取組みを推進する必要があります。

健康面では、健康維持への心がけや毎年の健康診査の受診など、健康に関する意識が高い高齢者が多いものの、高血圧や高脂血症、糖尿病などの生活習慣病を抱えている人が見られることから、疾病の重症化を防ぎ、健康寿命を延伸することが重要です。

課題2 地域包括支援センターの周知と体制の強化

総合相談、包括的・継続的マネジメントなど地域支援事業の中心を担う地域包括支援センターについて、多様な役割が期待されています。



今後の取組み

高齢者がいつまでも健康で生きがいを持って生活できるよう、介護予防の取組みの充実を図ります。また、健康診査未受診者に対する受診勧奨を丁寧に行い、その後の相談、指導など丁寧に進め、健康寿命の延伸を図ります。

地域包括支援センターについては、高齢者の総合相談窓口であり、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援につなぐため、体制を強化し、介護サービス事業者、医療機関、ボランティア等地域における様々な関係者のネットワーク構築を図る体制整備に努めていきます。

重点目標④ 多様な主体による地域包括ケアシステムの深化・推進

これまで、国、県や出雲崎町では、地域共生社会の実現に向けた基盤となる「地域包括ケアシステム」の推進に取り組んできました。そのひとつとして、在宅医療推進協議会の活動により、在宅医療介護連携のための様々な取組みを行っています。

また、生活支援体制整備事業の中で地域課題の洗い出しと共有を行い、新たな通いの場の創出、今後必要となるサービスの検討を行っています。

課題1 医療と介護の連携

高齢になると、慢性疾患の発症や疾病の重度化など、要介護状態になるリスクが高まります。医療と介護の両方を必要とする高齢者が必要なサポートを受け、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、引き続き医療と介護の連携を図ることが必要です。

課題2 地域住民の助け合い・支えあい

地域住民が地域包括ケアシステムの取組みを理解し、地域住民同士の交流や助け合い・支え合いを行っていくことが重要です。

課題3 地域共生社会の体制づくり

人口減少、地域の様々な問題解決に地域住民が主体的に取り組む社会へ参画する「地域共生社会」を目指し、体制づくりを図っていく必要があります。



今後の取り組み

住まい・医療・介護・生活支援・介護予防が包括的に確保される地域包括ケアシステムは、障害者や子どもを含む、全ての地域住民がその地域で生活していくためともに支えていく仕組みであり、「自助」「互助」「共助」の視点を全ての住民に持っていただくことが重要です。高齢者にとって暮らしやすい社会を目指していくため、地域包括支援センター・医療・福祉サービス・自治組織・関係団体等が連携し地域包括ケアシステムを一層推進していきます。さらに、地域共生社会の実現に向け、住民や関係機関の参画を促すとともに、有償ボランティアによる地域での助け合い活動を開始し、お互いに支え合える社会を目指していきます。

重点目標⑤ 認知症総合支援事業の推進

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では「認知症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいますか」という問いに対して12.4%の方が「はい」と答えています。また、「認知症に関する相談窓口を知っていますか」という問いに対して53.9%の方が「いいえ」と答えています。

課題1 認知症相談窓口の周知

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、認知症の高齢者も増加が見込まれています。しかし、認知症を発症した場合、本人や家族にとって様々な不安や負担が大きいと感じているものの、相談先を知らない人が多く見られます。

本人、家族が認知症を相談できる場所として地域包括支援センターの周知に取り組む必要があります。

課題2 認知症の理解

多くの方が認知症は病気であることを理解しているものの、実際に認知症の方に接するとどう対応すればよいかわからないなど、戸惑う方が多くいます。

認知症になっても、本人と家族が地域で安心して暮らしていけるよう、認知症に関する正しい理解を持ち、地域全体で見守っていく体制づくりが重要です。



今後の取組み

認知症の理解者を増やすため、認知症ケアパスの配布など啓発を継続するとともに、認知症の相談窓口は地域包括支援センターであることを周知していきます。また、若年層を対象とした認知症サポーター養成講座を実施するなど正しい知識を広め地域全体で高齢者を見守る働きかけを継続して行っていきます。

また、認知症予防は早期発見・早期治療が効果的であることから認知症初期集中支援チームにより、初期段階からの適切なサービス提供に繋がるよう、地域包括支援センターをはじめ、医療機関、介護サービス事業者等と相互に連携します。

重点目標⑥ 介護サービスの充実と基盤の整備

在宅介護実態調査において、介護者の方が不安に感じる介護等についての問いでは、「認知症状への対応」が一番多く、次いで、「日中の排泄」「夜間の排泄」と続いています。在宅生活の継続に有効なサービスとしては、訪問介護、認知症対応型共同生活介護、短期入所等があげられます。一方、介護需要が成熟化している本町において、新たな介護サービスを整備することは難しいと考えています。

課題1 介護サービスの質の向上

要支援者・要介護認定者についてはほぼ横ばい 介護サービスの利用率、受給率については高い水準が続いています。さらに、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も増加しており、住み慣れた地域において在宅での生活を継続していくことができるよう、今後も、適切な介護サービスを提供するために、質の高いケアマネジメントが重要となります。現在の体制を維持しながら、介護保険制度を持続可能で利用しやすいものにしていく必要があります。

課題2 介護人材の確保と質の向上

介護サービス事業者においては、質の高いサービスを提供するため、介護人材の確保と介護従事者への教育や研修を実施していく必要があります。



今後の取組み

介護需要が成熟化していることから、今後、介護サービス量が大きく増えることは考えにくい状況です。介護需要に合ったサービス量を維持しながら、適切なケアマネジメントにより介護サービスの質を高めていくことが重要です。地域ケア会議、ケアプラン点検などを通じてより良い介護サービス提供に向けて働きかけを行います。ま

た、介護人材不足が深刻な問題となっています。研修や人材確保の支援策を行い、サービス基盤を維持していきます。

9. 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続していくためのサービスを受け、また、社会的条件、介護給付対象サービスを提供するための施設整備の状況等を総合的に勘案して、日常生活圏域を設定することになっています。

本町では、本計画期間においては町内全体を1圏域とし、介護保険制度の実効性をはじめ、社会環境の変化に対応していきます。

